

病保水 補償

水俣病補償特別委員会（千種達夫座長）は三十日夜三時すぎから東京・日比谷公園の松本楼で三十八回目の委員会を開いたが、委員会後千種座長は記者会見し「五月下旬に恩恵者、全社（チツ）の両当事者にあつせん案を示したい」と次のように語った。



千種達夫座長

千種座長が記者会見

あつせん案、下旬にも提示

年齢、病状に応じ支給

強制せず

細かい点でなお検討

一、二応の案は出来上がったが確定というところまではいっていない。内容についてはまだ発表の段階ではない。

一、死亡者には一時金、生存者には一時金と年金を支払うことにしたい。支給額は年齢および症状の等級によって差をつける。症状

は四等級に分ける。支給金額の案もできているが、細かい点で検討の必要がある。細かい点とは所得税や治療費の問題、死亡者の一時金を遺族のたれに支払うかなど技術上の問題である。

一、今後はこれまで決めた大綱に基づいて、細かい点の手直しを

し、それから両当事者に案を示す段取りにしたい。いずれにしろあと数回委員会を開くことにしている。このため両当事者に東京に来

てもらうのは五月の下旬にしたい。また両当事者の都合も聞いていないので、何日とはいえない。しかしおそくとも五月下旬には案を示して協力を求めたいと思つて

いる。支給金額についての事前打診はどこにもしない。

一、まえの「和解契約」の有効、無効は判断しない。しかし和解契約がなかったものとは考えていない。また処理案の案が、物価に応じて和解契約をスライドしたものだとも考えていない。

一、賠償額の結論には従つていふ誓約書が基礎が、あつせん案を強制するわけにはいかないだろう。これは道義的なものと考えてもらいたい。
(東京支社)